

## 販路開拓におけるD Xサポート事業SNS運用方針

### (目的)

第1条 この方針は、公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下「公社」という。）が実施する販路開拓におけるD Xサポート事業（以下「当事業」という。）において利用するSNS（名称「デジポート（（公財）東京都中小企業振興公社）」（以下「当事業公式SNS」という。））の運用に必要な事項について定めるものです。

### (定義)

第2条 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めます。

- (1) デジタルマーケティングアドバイザー 販路開拓におけるD Xサポート事業デジタルマーケティングアドバイザー設置要領（令和5年公社要領第612号）第5条の規定により委嘱された者をいいます。
- (2) 専門家 販路開拓におけるD Xサポート事業実施要綱（令和5年公社要綱第455号。以下「要綱」という。）第3条第4号に規定された者をいいます。
- (3) 講師 要綱第8条に規定する販路開拓D X講座を実施するために委嘱された者をいいます。

### (基本方針)

- 第3条 当事業公式SNSは、当事業で実施するセミナー等の情報やデジタルマーケティング・営業のD Xに関する情報等を発信することを通じ、利用者に当事業及びデジタルマーケティング・営業のD Xへの理解を深めていただくことを目的とします。
- 2 当事業公式SNSは、原則としてフォロー、リポスト、コメントへの返信等を行いません。
  - 3 前項の規定にかかわらず、デジタルマーケティングアドバイザー、専門家、講師及び国や地方公共団体などの公共性が高い組織等であって、公社が必要と認める場合は、フォロー、リポスト、コメントへの返信等を行います。この場合において、デジタルマーケティングアドバイザー、専門家、講師のフォロー、

リポスト、コメントへの返信等は、原則として委嘱等された年度に限ります。

(運用方法)

第4条 当事業公式SNSでは、次の各号に掲げる情報を発信します。

- (1) 当事業で実施するセミナー等の情報に関すること。
- (2) デジタルマーケティング及び営業のDXに関すること。
- (3) その他当社が特に必要であると認めるもの。

(免責事項)

第5条 公社は、当事業公式SNSの運用において、次に掲げる事項について一切の責任を負いません。

- (1) 当事業公式SNSの掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、公社は利用者が当事業公式SNS情報を用いて行う行為について一切の責任を負いません。
- (2) 公社は、利用者により投稿された当事業公式SNSに対するリポスト、コメント等について一切の責任を負いません。
- (3) 公社は、当事業公式SNSに関連して、利用者間又は利用者と第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。
- (4) コメント等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行った利用者本人に帰属しますが、投稿されたことをもって、利用者は公社に対し、投稿内容を全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、公社に対して著作権等を行使しないことに同意したものとします。このことにより、利用者本人に不利益等が生じた場合であっても、一切の責任を負いません。
- (5) 公社は、この方針を事前に予告なく変更することがあります。
- (6) 当事業公式SNSは、事前に予告のなく運用停止又は中止、投稿内容、コメント等の削除を行うことがあります。

(禁止事項)

第6条 当事業公式SNSの運用に当たり、次に掲げる事項に該

当すると公社が判断した投稿がなされたときは、投稿者に断りなく、全部又は一部を非表示、削除、拒否することができるものとします。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、又は違反する恐れがある内容
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など公社又は第三者の知的所有権を侵害する恐れのあるもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (8) 公社を含む他者になりすますもの
- (9) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (10) 本人の承諾なく個人情報や特定・開示・漏えいするなど、個人のプライバシーを害するもの
- (11) 有害なプログラム
- (12) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (13) 各SNSの利用規約に反するもの
- (14) その他、当事業公式SNSの運営上、他人に不利益を与える等、公社が不相当と判断したもの

(著作権)

第7条 当事業公式SNSの内容について、私的使用又は引用等著作権法上認められた行為を除き、公社に無断で転載等を行うことはできません。引用等を行う場合は、適宜の方法により、出所を明示するものとします。

附 則

この方針は令和5年11月15日から施行する。